

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

猪苗代町長

市町村名 (市町村コード)	猪苗代町 (074080)
地域名 (地域内農業集落名)	松橋・松橋浜地区 (松橋集落・松橋浜集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

近年、地域内においては若年層での農業従事者が減少している。このことから、今後は地域内の農業従事者の高齢化が進行し農業後継者の不足が見込まれ、将来的には地域内の営農の維持が困難になる恐れが懸念される。
今後は農地の集約化や後継者・新規就農者の確保を検討しながら、地域内の営農環境を協議する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後、現状を維持しつつ、農地の規模拡大や生産コストの低減、経営の複合化、加工直販といった6次産業化にも取り組んでいきたいという意向がある。
米、そば等の土地利用型作物以外に、収益性の高い園芸作物の生産を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	42 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	42 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地利用は基本として松橋・松橋浜集落の中心経営体と農業者が担う。状況によっては認定新規就農者の受け入れを促進する。農地所有者は、原則として営農改善組合に相談を行なった上で福島県農業振興公社や農業委員会を活用し農地を貸し付け、農地の借り受けを行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来的には経営農地の集約化を目指し、農地所有者は人・農地プランを参考に営農改善組合に相談を行った上で、農地中間管理事業を積極的に活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
基本的に地域の農地は中心経営体等への集約を目指す。新規就農希望者等の相談があった際には、積極的に受け入れを行い、集落で支援・協力をを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業受委託については必要に応じて適宜検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦地域内の農地等の保全については、中心経営体だけではなく、地域の農業者、土地の所有者一体となって保全に取り組む。

松橋・松橋浜 地域計画エリア

